

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金業務細則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金の業務運営に関しては、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金業務方法書（以下「業務方法書」という）第38条の規定により、次のとおり定める。

第2章 農林漁業体験交流PR事業

(助成額)

第2条 業務方法書第5条に基づく助成の額は次のとおりとする。

農林漁業体験交流PR事業の助成額

区 分	助 成 額
グループ活動	1 グループ当たり年間 50,000 円以内 〔 助成単価は、当該年度の予算の範囲内（予算上限を設定）で調整を行う。 〕

(助成金の交付申請書)

第3条 業務方法書第6条に基づく助成金の申請をしようとする者は、体験交流PR事業助成金交付申請書に推薦書を添えて、毎年7月31日までに理事長に提出しなければならない。その様式は次のとおりとする。

- 1 体験交流PR事業助成金交付申請書 別記様式第1号
- 2 関係指導機関、団体長の推薦書 別記様式第2号

(実績報告書)

第4条 業務方法書第8条に基づく、体験交流PR事業実績報告書の様式は別記様式第3号のとおりとする。

第3章 後継者等組織活動推進事業

(助成額)

第5条 業務方法書第13条に基づく助成の額は次のとおりとする。

後継者組織活動推進事業の助成額

区 分	助 成 額
グループ活動	1 グループ当たり年間 100,000 円以内

(助成金の交付申請書)

第6条 業務方法書第14条に基づく助成金の申請をしようとする者は、後継者組織活動推進事業助成金交付申請書を事業実施10日前までに理事長に提出するものとし、その様式は別記様式第4号のとおりとする。

(実績報告書)

第7条 業務方法書第16条に基づく、組織活動推進事業実績報告書の様式は別記様式第5号のとおりとする。

第4章 経営改善奨励事業

(助成額)

第8条 業務方法書第22条に基づく助成の額は次のとおりとする。

奨励事業の助成額

区 分		助 成 額	
研究助成	1 グループの場合	年間1グループ当たり	30,000 円以内
	2 個人の場合	年間1人当たり	20,000 円以内
研究情報収集助成	3 個人の場合	年間1人当たり	20,000 円以内
経営環境助成	4 グループの場合	年間1グループ当たり	80,000 円以内
〔 助成単価は、当該年度の予算の範囲内（予算上限を設定）で調整を行う。 〕			

(助成金の交付申請書等)

第9条 業務方法書第23条に基づく助成金の申請をしようとする者は、奨励事業助成金交付申請書に推せん書を添えて、毎年6月10日までに理事長に提出しなければならない。その様式は次のとおりとする。

- 1 奨励事業助成金交付申請書 別記様式第6号(研究助成・個人の場合)、別記様式第7号(研究助成・グループの場合)、別記様式第8号(研究情報収集助成)、別記様式第9号(経営環境助成)
- 2 関係指導機関、団体長の推薦書 別記様式第10号

(実績報告書)

第10条 業務方法書第25条に基づく奨励事業実績報告書の様式は別記様式第11号(研究助成・個人の場合)、別記様式第12号(研究助成・グループの場合)、別記様式第13号(研究情報収集助成)、別記様式第14号(経営環境助成)とする。

第5章 結婚相談員認証制度事業

(認証書)

第11条 業務方法書第30条に基づく、結婚相談員認証書の様式は別記様式第15号のとおりとする。

(申請)

第12条 業務方法書第31条に基づく申請をしようとする者は、結婚相談員認証制度事業申請書を市町を経由して、7月1日までに理事長に提出しなければならない。その様式は別記様式第16号のとおりとする。

- 2 市町長は、前項の推薦の申請があった時は、適格と認める者を推薦書(別記様式第17号)により推薦し、理事長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第13条 業務方法書第33条に基づく結婚相談活動実績報告書の様式は別記様式第18号のとおりとする。

第6章 雑 則

(助成金の支出方法)

第14条 助成金の支出の方法は、原則として預金振込みとする。

(助成金の請求書)

第 15 条 助成金の確定通知を受けた者は、業務方法書の規定により、助成金交付請求書を理事長に提出しなければならない。その様式は別記様式第 19 号のとおりとする。

(書類の提出部数)

第 16 条 それぞれ事業の助成金の交付申請および実績報告にかかる書類の提出部数は別表 1 のとおりとする。

(書類の経由)

第 17 条 それぞれの事業にかかる助成金交付申請書および実績報告書については、住所地または就農地もしくは就業地の市町および次の関係機関を経由して提出しなければならない。

農業の場合	住所地または就農地を所管する各農業農村振興事務所農産普及課
林業の場合	住所地または就業地を所管する各森林整備事務所
漁業の場合	県農政水産部水産課

(委任)

第 18 条 この業務細則に定めのないもので、必要な事項については理事長が判定する。

附 則

1. この業務細則は昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。
2. この業務細則は、平成元年 3 月 23 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。
3. この業務細則は、平成 2 年 3 月 26 日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。
4. この業務細則は、平成 5 年 1 月 29 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。
5. この業務細則は、平成 7 年 3 月 22 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。
6. この業務細則は、平成 8 年 3 月 25 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
7. この業務細則は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
8. この業務細則は、平成 10 年 3 月 24 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
9. この業務細則は、平成 11 年 3 月 24 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日以降の借受者から適用する。
10. この業務細則は、平成 12 年 3 月 24 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日以降の借受者から適用する。
11. この業務細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日以降の借受者から適用する。
12. この業務細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日以降の借受者から適用する。
13. この業務細則は、平成 17 年 6 月 10 日から施行し、平成 17 年 6 月 13 日以降の借受者から適用する。
14. この業務細則は、主務官庁の承認のあった日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日以降の借受者から適用する。
15. この業務細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、適用する。
16. この業務細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、適用する。
17. この業務細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、適用する。
18. この業務細則は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、適用する。